

雇用保険法施行規則等の一部を改正
する省令案について【概要】

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案について【概要】

※は平成 25 年度予算成立の翌日から施行予定

《今般の改正の基本的な考え方》

- 各種助成金について所要の改正を実施
 - ・ 行政事業レビュー、PDCA に基づく自己評価などを踏まえ、必要な廃止・見直し
 - ・ リーマンショック後の対応の漸次縮小
 - ・ 政策課題への対応（非正規雇用労働者のためのキャリアアップ助成金の創設など）
- 利用者にとって簡素で分かりやすい制度へ
 - ・ 類似助成金の統合やメニュー化（目的別・対象別に整理統合）
 - ・ 助成金ごとの要件等のズレの解消等

I. 雇用保険法施行規則等の一部改正

1 雇用調整助成金

(1) 雇用調整助成金の改正

- 助成率を「3分の2」から「2分の1」（中小企業の場合は「4分の3」から「3分の2」）へ引き下げ、及び労働者を解雇等しなかった場合の上乗せを廃止する。

【現行の給付金の概要】

経済上の理由により事業活動の縮小をした企業が、休業・教育訓練・出向を行い従業員の利用を維持した場合に、実際に払った休業手当等の3分の2（中小企業の場合は4分の3）を助成する。

(2) 中小企業緊急雇用安定助成金の廃止

- 利用者の利便性を考慮して平成25年度より廃止し、雇用調整助成金に一本化する。

2 労働移動支援助成金

※ 再就職支援給付金の名称変更

- 助成金全体の整理合理化にあたり、他助成金との整合性をとるため、再就職支援「給付金」の名称を再就職支援「奨励金」へと名称を変更する。

3 定年引上げ等奨励金

(1) 定年引上げ等奨励金の廃止

① 中小企業定年引上げ等奨励金の廃止

- 平成25年4月より、事業主に希望者全員の65歳までの雇用を確保する制度の導入を義務付ける改正高年齢者雇用安定法が施行され、65歳までの雇用を確保する制度の導入については一定の整備がされることから、中小企業定年引上げ等奨励金は廃止する。

② 高年齢者職域拡大等助成金の廃止

※③ 高年齢者労働移動受入企業助成金の廃止

※(2) 高年齢者雇用安定助成金の創設

- ・高年齢者活用促進コース
- ・高年齢者労働移動支援コース

【新規事業の概要】

〈高年齢者活用促進コース〉

高年齢者の活用促進のための環境整備として、新たな事業分野への進出等による高年齢者の職場又は職務の創出、機械設備、作業方法又は作業環境の導入又は改善、雇用管理制度の整備などの措置を実施した事業主に対して、助成金を支給する。

〈高年齢者労働移動支援コース〉

定年引上げ等奨励金の高年齢者労働移動受入企業助成金が移行。

4 受給資格者創業支援助成金

受給資格者創業支援助成金の廃止

- 平成24年度行政事業レビューによる評価結果を踏まえ、廃止する。

※5 トライアル雇用奨励金

(1) 試行雇用奨励金の改正

- これまでは中高年齢者、若年者等の対象者ごとの制度としていたが、奨励金・助成金の整理・統合の観点等から、制度の一本化（障害者トライアル雇用を除く。）を図った上で、名称を「トライアル雇用奨励金」に変更する。

【現行の給付金の概要】

職業経験、技能、知識等から就職が困難な求職者層等について、その適性或業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、これらの者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図るため、原則3か月間試行雇用する事業主に対して、雇入れ労働者1人当たり月額4万円を助成する。

(2) 実習型試行雇用奨励金の廃止

- 平成24年度までの暫定措置のため、廃止する。

(3) 正規雇用奨励金の廃止

- 平成24年度までの暫定措置のため、廃止する。

※ **6 地域雇用開発助成金**

(1) 地域雇用開発奨励金の創設

- 地域求職者雇用奨励金、地域再生中小企業創業助成金を整理・統合し、地域雇用開発奨励金とする。

【新事業の概要】

雇用機会が特に不足している地域等において事業所の設置・整備を行い、併せて地域求職者を雇い入れる事業主に対し、設置・整備費用及び雇入れ人数に応じて、一定額を助成する。

(2) 地域求職者雇用奨励金の廃止

- 平成25年度に新設する「地域雇用開発奨励金」に一部を統合するため、廃止する。

(3) 地域再生中小企業創業助成金の廃止

- 平成25年度に新設する「地域雇用開発奨励金」に一部を統合するため、廃止する。

※ **7 通年雇用奨励金**

通年雇用奨励金の改正

- 季節労働者の移動就労に係る経費、休業に係る経費及び試行雇用終了後の常用雇用に係る経費に対する助成について、平成25年までの暫定措置の期間を3年間延長する。

【現行の給付金の概要】

北海道、青森県等（13道県）の積雪寒冷地において、季節的業務に従事する労働者の通年雇用化や労働移動を促進する事業主に対し、要した費用の一部を助成する。

8 両立支援助成金（均等分科会において議論）

※ (1) 子育て期短時間勤務支援助成金の改正

- 支給額及び支給人数について、これまでの常用労働者数（100人以下又は101人以上）による区分を「中小企業事業主」の該当の有無による区分に変更する。

【現行の給付金の概要】

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を導入し、労働者に当該制度を利用させた事業主に対して、所定の額を助成する

※(2) 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の改正

① 設置費及び増築費

- 以前は一括支給していた設置費・増築費を1年目と3年目から5年目までのいずれかの年(2回目は支給要件を全て満たした場合のみ)の2回に分割して、支給するよう変更する。

② 運営費

- 各年に要した費用に基づき支給していたが、各年に要した費用から保育料相当額を控除した額に基づき支給するよう変更する。

【現行の給付金の概要】

労働者のため、一定基準を満たす事業所内保育施設の設置、運営、増築もしくは建て替えを行った事業主又は事業主団体に対し、その費用の一部を助成する。

(3) 中小企業両立支援助成金

※① 代替要員確保コースの改正

- 支給対象の基準を、中小企業事業主又は構成事業主の過半数が中小企業事業主である事業主団体に変更する。

また、両立支援の実効性を高めるため、女性の活躍促進について事業主が数値目標を含む内容の目標を宣言し、当該数値目標を達成した場合は、1企業当たり1回に限り、所定助成額に5万円を加算する。

【現行の給付金の概要】

①育児休業取得者が育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、②休業取得者の代替要員を確保し、かつ、③休業取得者を原職等に復帰させた「労働者数300人以下の事業主」に対して、復帰した労働者1人当たり15万円を支給する。

② 継続就業支援コースの廃止

- 助成対象者は平成25年3月31日までに育児休業から復職した者であるため、廃止する。

※③ 期間雇用者継続就業支援コースの創設

- 育児休業取得後の継続就業率の低いパート・派遣等の期間雇用者の育児休業取得を促進するため、期間雇用者の育児休業取得後の継続就業を支援する「期間雇用者継続就業支援コース」を創設する。

また、両立支援の実効性を高めるため、女性の活躍促進について事業主が数値目標を含む内容の目標を宣言し、当該数値目標を達成した場合は、1企業当たり1回に限り、所定助成額に5万円を加算する。

【新規事業の概要】

育児休業終了後の期間雇用者を原職に復職させ、又は通常の労働者に転換させ、その後6か月以上継続勤務等させる事業主に対して、1人目40万円、2～5人目15万円を支給する。(通常の労働者に転換させた場合は、1人目10万円、2～5人目5万円を加算)

※④ 休業中能力アップコースの改正

- 支給対象の基準を、中小企業事業主又は構成事業主の過半数が中小企業事業主である事業主団体に変更する。

また、両立支援の実効性を高めるため、女性の活躍促進について事業主が数値目標を含む内容の目標を宣言し、当該数値目標を達成した場合は、1企業あたり1回に限り、所定助成額に5万円を加算する。

【現行の給付金の概要】

育児休業又は介護休業取得者を円滑に職場復帰させることを目的とした能力の開発及び向上に関する「在宅講習」「職場環境適応講習」「職場復帰直前講習」「職場復帰直後講習」のいずれか1つ以上の措置を実施した、労働者数300人以下の事業主又は構成事業主の過半数が労働者数300人以下の事業主である事業主団体に対して、1人当たり21万円を限度に助成金を支給する。

⑤ 中小企業子育て支援助成金の廃止

- 平成23年9月30日までの時限措置であった当該助成金の時限措置を廃止する。

9 人材確保等支援助成金

※(1) 中小企業労働環境向上助成金の創設

- 今後の我が国の雇用創出の主な担い手である健康・環境・農林漁業分野の中小企業において、「働きやすい職場づくり」、「働きがいのある職場づくり」を促進するため、「中小企業労働環境向上助成金」を創設する(制度趣旨や助成対象が類似・重複している「中小企業人材確保推進事業助成金」「介護労働環境向上奨励金」は廃止する。)

【新事業の概要】

健康・環境・農林漁業分野等の中小企業団体がその構成中小企業者のために雇用管理改善事業を行う場合及び健康・環境・農林漁業分野等の中小企業事業主が雇用管理改善につながる制度等を導入し適用する場合に、一定額を支給する。

※ (2) 介護労働環境向上奨励金の廃止

- 中小企業労働環境向上助成金の一部を統合するため、廃止する。

(3) 中小企業人材確保推進事業助成金の廃止

- 中小企業労働環境向上助成金に統合するため、廃止する。

※ (4) 建設労働者確保育成助成金の創設

- 平成 22 年度行政事業レビュー公開プロセスによる「事業の廃止」との評価結果を踏まえ、「建設教育訓練助成金」「建設雇用改善推進助成金」を廃止し、今後の建設業の課題である「若年者労働者の確保・育成」及び「技能継承」に支援の重点を置く必要があることから、「建設労働者確保育成助成金」を創設する。

【新事業の概要】

中小建設事業主等が行う若年労働者の確保・育成に関する取り組み及び技能継承に関する取り組み等に対し、必要な経費を助成する。

※ (5) 建設教育訓練助成金の廃止

- 建設労働者確保育成助成金に統合するため、廃止する。
ただし、「通信教育訓練・経費助成、建設広域教育訓練・受講援助」部分は、建設労働者確保育成助成金に引き継がれないため、4月1日に廃止する。

※ (6) 建設雇用改善推進助成金の廃止

(7) 中小企業基盤人材確保助成金の廃止

- 平成 22 年度行政事業レビューによる評価結果を踏まえ、廃止する。

(8) 派遣労働者雇用安定化特別奨励金の廃止

10 均衡待遇・正社員化推進奨励金 (均等分科会、労災保険部会において議論)

均衡待遇・正社員化推進奨励金の廃止

※ 11 キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金の創設

- 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者等の企業内でのキャリアアップを促進するための包括的な助成措置として、新たにキャリアアップ助成金を創設する。

【新規事業の概要】

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者等の企業内でのキャリアアップを促進するため、これらの労働者に対し、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善等の取組を実施した事業主に対して助成金を支給する。

1.2 障害者雇用促進助成金

※ (1) 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金の創設

- 事務手続きが同様である事業を統合し、事業主の事務負担を軽減・簡素化等していくことが必要であることから「発達障害者雇用開発助成金」「難治性疾患患者雇用開発助成金」を廃止し、「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金」を創設する。

【新規事業の概要】

発達障害者又は難病のある人を、公共職業安定所等の紹介により継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主に、50万円（中小企業の場合135万）を支給する。

※ (2) 発達障害者雇用開発助成金の廃止

- 平成25年度に新設する「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金」に統合するため、廃止する。

※ (3) 難治性疾患患者雇用開発助成金の廃止

- 平成25年度に新設する「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金」に統合するため、廃止する。

※ (4) 精神障害者等雇用安定奨励金の創設

- 制度趣旨や助成対象が類似・重複している助成金を統廃合することにより、事業主の事務負担の軽減・簡素化等を行う観点から「精神障害者雇用安定奨励金」「職場支援従事者配置助成金」を廃止し、「精神障害者等雇用安定奨励金」を創設する。

【新規事業の概要】

精神障害者等の雇用の安定を図るため、新規雇用した精神障害者等が働きやすい職場づくりに努める事業主や、その雇用管理を行うために必要な業務遂行上の支援を行う者を配置する事業主等に対し、要した費用に応じて奨励金を支給する。

※ (5) 精神障害者雇用安定奨励金の廃止

- 平成25年度に新設する「精神障害者等雇用安定奨励金」に統合するため、廃止する。

※ (6) 職場支援従事者配置助成金の廃止

- 平成25年度に新設する「精神障害者等雇用安定奨励金」に統合するため、廃止する。

※ (7) 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金の創設

- 障害者雇用の取組が遅れる中小企業の障害者雇用の底上げを図るため「重度障害者多数雇用施設設置等助成金」「特例子会社等設立促進助成金」を廃止し、「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」を創設する。

【新規事業の概要】

障害者の雇入れに係る計画を作成し、当該計画に基づき、障害者を10人以上雇用するとともに、障害者の雇入れに必要な事業所の施設・設備等の設置・整備を行う中小企業事業主に対し、当該施設・設備等の設置等に要した費用に応じて2,000万～3,000万円を支給する。

(8) 重度障害者等多数雇用施設設置等助成金の廃止

- 平成25年度に新設する「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」に統合するため、廃止する。

(9) 特例子会社等設立促進助成金の廃止

- 平成25年度に新設する「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」に統合するため、廃止する。

(10) 障害者初回雇用奨励金の改正

- 障害者法定雇用率引き上げに伴い、対象企業の規模を「56人～300人」から「50人～300人」へ拡大する。また、法定雇用率達成へのインセンティブを高めるために、支給対象企業を当該雇入れにより法定雇用率達成となる企業に限定するとともに、支給額を「100万円」から「120万円」へと増額する。

【現行の給付金の概要】

障害者の雇用実績が無い56～300人規模の事業主が一般被保険者として障害者を1人以上雇い入れた場合、100万円を助成する。

※ 13 キャリア形成促進助成金（能開分科会において議論）

- 雇用する労働者に政策課題に対応した訓練を実施する事業主に対し、当該訓練に要した経費の2分の1及び当該訓練期間中に支払った賃金の額のうち、1時間当たり800円の助成等を行う。
- 有期実習型訓練を受けさせる事業主を、支給対象事業主から除く。
- 中小企業雇用創出等能力開発助成金については、政策課題対応型訓練等で対応が可能となるため、廃止する。

【現行の給付金の概要】

事業主が、雇用する労働者のキャリア形成を促進するため、職業訓練の実施又は労働者の自発的な職業能力開発を支援した場合に、その経費及び訓練実施期間中の賃金の一部を助成する。

※ 14 実践型地域雇用創造事業等

戦略産業雇用創造プロジェクトの創設

【新規事業の概要】

良質かつ安定的な雇用機会の創出に向けた取組みを推進するため、製造業などの戦略産業を対象として、産業政策と一体となって実施する地域の自主的な雇用創造プロジェクトの実施に係る費用の一部を補助する。

※ 15 認定訓練助成事業費補助金制度（東日本大震災関連）（能開分科会において議論）

- 東日本大震災の被災地への特例措置について、平成25年度末まで延長するものとする。

【現行制度（東日本大震災関連）の概要】

中小企業事業主等による認定職業訓練を振興するために必要な助成等を行う都道府県に対し、所要の経費を補助する「認定訓練助成事業費補助金」について、平成24年度までの暫定措置として、東日本大震災により被災した認定職業訓練施設の復旧にかかる施設費、設備費についての都道府県への補助率を2分の1から3分の2へ引き上げるとともに、補助対象経費全体に占める国庫負担割合の上限を3分の1から2分の1に引き上げる。

II 施行期日等

1. この省令は、個別に記載があるものを除き、平成25年4月1日から施行するものとする。
2. この省令の施行前に改正前の各助成金の支給を受けることができることとなった事業主に対する各助成金の支給については、なお従前の例によるものとする等必要な経過措置を定めるものとする。
3. その他所要の規定の整備を行うものとする。